規制基準について

ダイオキシン類対策特別措置法では特定施設ごと(廃棄物焼却炉については規模別)にダ イオキシン類濃度の排出基準が設けられています。法律の施行後に新たに設置する特定施設 (新設施設)には、それ以前に設置されていたもの(既設施設)に比べて、厳しい基準が設 定されています。

大気基準適用施設

大気	大気基準適用施設 (単位:			$ng-TEQ/m^3N$)
号		特定施設の種類	新設施設 基 準	既設施設 基 準※
1	焼結鉱の製造の用に	供する焼結炉	0.1	1
2	製鋼の用に供する電	気炉	0.5	5
3	亜鉛の回収の用に供	する焙焼炉、焼結炉、熔鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	1	10
4	アルミニウム合金の	製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	1	5
		焼却能力 4t/h以上	0.1	1
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 2t/h以上4t/h未満	1	5
		焼却能力 2t/h未満	5	10

※平成12年1月15日の際、現に設置されていた施設(設置工事に着手されていた施設を含み、廃棄物焼却炉 (火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のもの)と製鋼用電気炉にあっては平成9年1 2月2日以降に設置工事に着手した施設を除く。)については既設施設の基準を適用します。

水質其准対象施設

水質基準対象施設 (単位:		
特定施設の種類	新設施設基準、既設施設基準	
別表第2のすべての施設	10	

庭棄物焼却炉に係るげいじん等の処理基準

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準 (単位)	位:ng-TEQ/g)
対象物	基準値
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃え殻、廃ガス洗浄 施設汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	3